第2回検討会での指摘事項について(一覧)

第2回検討会 での該当箇所	指摘事項等(発言者)	対応
資料 2	環境省調査で 5 回サンプリングをした結	5回サンプリングをしてそれぞれ分析し、
	果は、1つのデータとしているのか。全て	5データを得ていることを明記。また、複
	合計した下図なのか。(中杉委員)	数データのある施設は幾何平均及び算術
		平均をとって、1施設1データとした図を
		作成した。
		→参考資料 1·1 (別添 4)
	高い排出濃度が確認された場合に、時期の	データ数が多い施設を対象に、濃度分布の
	異なるデータも高濃度なのか確認する必	解析を行った。(別添参照)
	要がある。データ数が多いならば、統計的	
	に分析できるはずである。(中杉委員)	
	「廃プラスチック・RPF」や「廃プラスチ	表記を統一した。
	ック(RPF)」の表記は統一すべき。	→参考資料 1-1
	廃プラ専焼炉とは廃プラ+RPF の専焼の	廃プラ専焼炉は、廃棄物処理法の許可区分
	ことであれば表記を修正すべき。(森谷オ	に基づく分類である。RPF が積極的に焼却
	ブザーバー)	されることは想定されない
	木くずの水銀含有量は、間伐材、製材工場	木くずの種類別に水銀含有量を記載した。
	残材、解体廃材では異なるのではないか。	→参考資料 1-1
	(森谷オブザーバー)	
	(施設の濃度変動に関して)連続測定結果	連続測定の結果を資料として示した。
	で何か記述できるはずであるため追記い	→参考資料 1-1 (別添 2)
	ただきたい。(貴田委員)	
	全水銀濃度が高いときであってもガス状	御指摘の点を踏まえて、ガス状水銀の割合
	水銀の割合が低いことがあるか、整理いた	について考察を加筆した。
	だきたい。(貴田委員)	→参考資料 1-1
	ガス状水銀の割合の表を、石炭火力発電所	ご指摘の点を表に注記した。
	と産業用ボイラーを分けて示していただ	→参考資料 1-1
	きたい。(足立オブザーバー)	
	非鉄の二次製錬には、水銀濃度の高い原料	鉄鋼連盟から情報を提供いただきつつ整
	を扱っている施設と水銀濃度の低い原料	理したい。
	を扱っている施設が混在している。電池等	
	の廃棄物を処理している鉄鋼用電気炉と	
	電池等を処理していない電気炉からの水	
	銀排出量及び製鋼煙灰中の水銀濃度を比	
	較・整理していただきたい。(柴田委員)	

第2回検討会 での該当箇所	指摘事項等(発言者)	対応
CON 3 回 //	 排ガス中全水銀濃度で、事前資料で 30~	┃ ┃データを確認・追加して再評価を実施し
	$55 \mu g/N$ m にもデータがあった。再度確認	
	し、評価等に変更が無いか示していただき	- ^- ○ →参考資料 1-1
	たい。(山田オブザーバー;追加ご意見)	
 資料 3	新規施設と既存施設の扱いについて、明ら	「炉の基本構造(面積、形状又は施設本体
 I. 検討に当たっ	かに施設を改変する場合等の何らかの前	の材質)の変更により施設規模が一定割合
ての基本的考え	 提条件を設定しないと新規と既存を区別	 以上増加する場合(ただし、水銀排出施設
方	 できないのではないか。(高岡委員)	 からの水銀排出量の増加を伴うものに限
		 る。)」としており、明らかに施設を改変す
		る場合を想定している。
	水銀排出施設において、従来のばい煙発生	ばい煙発生施設の種類が水銀排出施設の
	施設の届出とは異なるカテゴリーで届出	種類よりも多いため、両者のカテゴリーが
	を行うとしても、既存施設のばい煙発生施	一致せずとも差し支えない。事業の主目的
	設の届出を併せて変更する必要はないか。	に応じたカテゴリーで届出を行うという
	(中杉委員、貴田委員)	従来の考え方に変更はないので、事業の主
		目的に照らして、ばい煙発生施設、水銀排
		出施設それぞれについてふさわしいカテ
		ゴリーで届出を行っていただきたい。
	実態調査結果の整理は、水銀量の観点が抜	インベントリーの更新結果と併せて示し
	けているが(75%裾切り基準の検討にあた	た。
	り) 考慮すべき。(長安委員)	→資料 2
	「平常時」の考え方をはっきりさせる必要	排出基準値が、「平常における平均的な排
	がある。(春山オブザーバー)	出状況」における排出量の上限値に相当。
	p5、諸外国の規制と比較する際は、諸外国	米及び EU は、BAT に基づく規制を行っ
	の規制構築の背景が日本の状況にあった	ている。
	ものであるか確認する必要がある。(春山	
	オブザーバー)	
	75%のカバー率というのは、どの程度の法	水俣条約は「少なくとも 75%を含む場合
	的安定性を求めているのか。(森谷オブザ	にすそ切りを設けてよい」という規程であ
	ーバー)	り、他規制対象物質との整合性も考慮しつ
		つ、検討したい。
	自治体が排出基準に上乗せ、横出し等を実	今般の規制は、地球を循環する水銀総量を
	施することが想定される点について、国と	削減する趣旨である。条例については、自
	してはどう考えているのか。(森谷オブザ	治体の権限と責任において定められるも
	ーバー)	のであり、国は判断する立場にない。(会
		議中に回答)

第2回検討会 での該当箇所	指摘事項等(発言者)	対応
	BATとして想定されるものとBEPとして 想定されるものを明確にしてほしい。廃棄 物焼却炉については、BEPも加味した規 制であるべき。(森谷オブザーバー)	水俣条約のBAT/BEPの定義 ¹ に基づくと、 専門家グループの作成した BAT/BEP ガ イダンス案に示されるBEPの大半はBAT に分類される。INC7 においてその点を指
	IN CONTRACTOR OF THE PROPERTY	摘し、今後ガイダンス案において整理されるようにする。
	開封できない容器に封入された感染性廃棄物の焼却管理については、大気汚染防止法だけでなく、廃棄物処理法と組み合わせて対応する必要がある。(森谷オブザーバー)	廃棄物の関係部局とも連携して取り組んでまいりたい。
	規制対象施設であっても排出基準がかか らない施設はあるのか。(森谷オブザーバ ー)	規制対象施設には、全て排出基準を設定する (会議中に回答)
	既存施設の排出基準遵守に係る猶予期間 では、排出基準がかからないのか、それと も暫定的な排出基準がかかるのか。 (森谷オブザーバー)	施設改修に必要な期間として設けるもの なので、基準がかからない期間を設けるこ とを想定している。(会議中に回答)
	施設変更許可が必要となる場合の猶予期間とは、改変されるまでの期間であり、施設ごとに異なると想定してよいか。(森谷オブザーバー)	本検討会で御検討いただきたい。(会議中 に回答)
	p5「現状以上の排出抑制が困難又は水銀排 出濃度の変動幅が小さい施設分類」とある が、「又は」で2つの事項が並列で扱われ ている点は理解ができない。(指宿委員)	御指摘を踏まえて、修文する。
	JIS法(ガス状の水銀)よりも環境省法(ガス状+粒子状)でモニタリングした場合の方が高い数値になることが想定されるため、基準設定にあたり、配慮して欲しい(山田オブザーバー;追加のご意見)	排出基準は、環境省法をベースに設定する。なお、一般的には粒子状水銀の割合は低いことがわかっており(リバイス後の実態調査結果)、環境省法以外のデータについても、環境省法に比べ、時間変動の平準
		化がされていないとの前提のもと、参考データとして取り扱う。

_

¹ BAT (最良の利用可能な技術) の「技術」とは、使用される技術、操業上の慣行並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され、及び廃止される方法をいう。BEP (環境のための最良の慣行) とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものをいう。

第2回検討会 での該当箇所	指摘事項等(発言者)	対応
資料 3	濃度規制であるのは理解しているが、日本	インベントリーの更新結果も参考にご議
II. 規制対象施	全体の排出量を考慮する必要がある。(長	論いただきたい。
設ごとの検討	安委員)	→資料 3
(石炭火力発電	石炭火力発電所及び産業用石炭燃焼ボイ	平均的な排出状況を捉えた規制にする前
所及び産業用石	ラー、非鉄一次施設について、現状以上の	提なので、「平均的な排出状況として、現
炭燃焼ボイラ	排出抑制は相当困難と考えられるとのこ	状以上の排出抑制は相当困難と考えられ
一、非鉄一次/二	とだが、排出量が高い施設についても排出	る」との意図。書き方を修正する。(会議
次施設)	抑制することが困難なのか。書き方を注意	中に回答)
	すべき。(中杉委員)	
	p14 非鉄二次施設の新規施設について、水	これらを数値化して示すに当たって、日本
	銀含有量の高い鉱滓を主な原料とする場	鉱業協会にご協力いただきたい。(会議中
	合や高度な排ガス洗浄を採用する場合の	に回答)
	判断は適切にできるのか。(高岡委員)	
	非鉄二次施設について、高い鉱滓を主な原	
	料とする場合や高度な排ガス洗浄を採用	
	する場合について、具体的に示していただ	
	きたい。(清水オブザーバー)	
	自施設内で発生するものを燃料にしてい	現行のばい煙発生施設に係る規制では、主
	るボイラーは、廃棄物焼却炉にはならない	目的に照らして届出がされており、石炭を
	のか。(貴田委員)	燃料とし、熱利用が主目的であれば石炭ボ
		イラーとなり、廃棄物焼却が主目的なら廃
		棄物焼却炉として届出を行っている。水銀
		排出施設についても同様の考え方を採用
		したい。(会議中に回答)
	非鉄二次施設においては、リサイクル原料	主目的に照らして、銅、鉛、亜鉛及び工業
	 を用いており、廃棄物焼却炉としての側面	金の二次製錬施設については、非鉄として
	 も持つが、非鉄のカテゴリーで規制するこ	 規制する。
	とでよいか。(貴田委員)	
	「平常時における平均的な排出状況とし	検討会で検討いただきたい。(会議中に回
	て達成し得る水準として」の基準を決める	答)
	 というのはどういうことか。現状でも十分	
	に低い施設に、どこまで削減を求めるの	
	か。(足立オブザーバー)	
	既存施設は、施設の改変等がなければ恒久	
	 的に既存設備の規制値が適用されるか。	
	(中村オブザーバー)	
1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

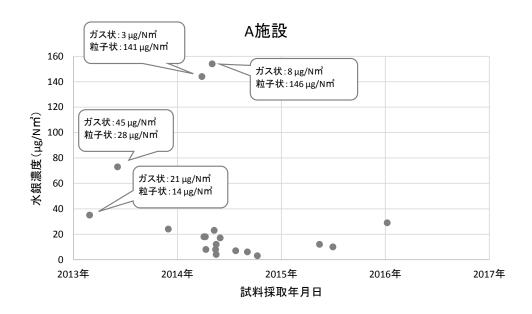
第2回検討会	指摘事項等(発言者)	対応
での該当箇所		
	非鉄二次施設の乾燥炉のように排出量の	
	少ない施設を規制の対象とするのか。(中	
	村オブザーバー)	
資料 3	「ただし、実態調査には水銀濃度が全国的	他のデータと比べた場合に特出して高い
II. 規制対象施	に見て高いことが見込まれる施設が含ま	値が確認されることもあり、そのような排
設ごとの検討	れている。」とあるが、廃棄物処理法によ	出は抑える必要があるという観点で記載
4、5	り、廃棄物から水銀回収を行うことにな	している(会議中に回答)
	り、水銀含有廃棄物は焼却炉に投入されな	
	いということが前提となっているため、今	
	回の実態調査における高い値は無視して	
	もよいということか。(近藤委員)	
(廃棄物焼却	p16 (施設規模にばい煙発生施設と同程	水銀含有廃棄物を取り扱う施設は、確実に
炉、セメントク	度の裾切りすることについて) 裾きり対象	水銀を取り扱う施設として、裾切りは設け
リンカー製造設	の小規模施設に廃棄物焼却炉に水銀含有	ないこととしてはどうか。(会議中に回答)
備)	廃棄物が集まってくることはないか。(高	
	岡委員)	
	濃度規制であり、構造規制でないとのこと	構造規制ではないが、ガイダンス等の事例
	だが、再確認したい。廃棄物処理法で構造	集で排出抑制措置の例を示すことは可能
	規制が適用される場合もある。(荒井オブ	(会議中に回答)
	ザーバー)	
	今後の日程について、ロードマップを示し	ロードマップは3月4日の第3回検討会ま
	ていただきたい。(坂本オブザーバー)	で(会議中に回答)
	廃掃法の許可施設のうち、外部からの廃油	外部から受け入れた廃油には、原油由来の
	を受け入れて業として処分する事業者の	廃油が混入する可能性があるため、原油由
	廃油焼却炉は規制対象外にならないのか。	来以外の廃油の自社処理に限定している。
	(森谷オブザーバー)	(会議中に回答)
	木くずは間伐材、製材、解体材によって排	(木くずの種類によっては水銀排出がほ
	出濃度が異なり、規制対象外になりえるも	ぼないと考えられる施設があるかもしれ
	のはないか。(森谷オブザーバー)	ないが) 廃油と異なり、木くずに特化した
		施設許可がないので、構造上も制度上も水
		銀を確実に排出しない施設であることが
		担保されないことから、規制対象外にする
		ことは難しい (会議中に回答)

第2回検討会	指摘事項等(発言者)	対応			
での該当箇所					
	(廃棄物焼却炉について)従来の環境省の	有害物質は規模要件が設定されていない。			
	考えとしては、施設規模が大きくなるほど	規模要件の設定について検討いただきた			
	水銀排出量も大きく、対応能力も高いとの	い。(会議中に回答)			
	考えの下で排出基準を設定している。(森				
	谷オブザーバー)				
参考資料 1	下水汚泥焼却施設の排出フローで、脱水汚	「103 万トン」は、2009 年度の脱水汚泥焼			
	泥の発生量 103 万トンに対して、飛灰 153	却量 466 万トン(湿重量)を乾重量換算(湿			
	万トンとなるのはなぜか。(山田オブザー	重量×22%) した値である。飛灰の処分・			
	バー)	利用量の合計「153 万トン」は、2010 年度			
		の全国実績値データを使用している。数値			
		の掲題を修正させていただく。また、本フ			
		ローは作成時点の最新の数値を組み合わ			
		せており、入り口と出口にずれがある場合			
		があるが、こうした点につき注釈で明示さ			
		せていただく。			
	東京都下水道局ホームページのどこを参	東京都下水道局のウェブページは下水汚			
	照したか示していただきたい。(山田オブ	泥焼却炉から排煙処理塔までのフローを			
	ザーバー)	確認するために参照した。参照したページ			
	東京都下水道局では、脱水汚泥の緑農地還	の URL は次のとおり。			
	元や飛灰の農地還元などは行っていない。	http://www.gesui.metro.tokyo.jp/odekake/syor			
	誤解を招く表現は控えた方が良い。(山田	<u>ijyo/05_01.htm</u>			
	オブザーバー;追加のご意見)	飛灰の再資源化の箇所は事務局作成であ			
		り、それぞれの箇所の出典を明記する。フ			
		ロー図を精査し、脱水汚泥の焼却に関する			
		項目が含まれるように精査している。脱水			
		汚泥の緑農地還元は誤解を招く恐れがあ			
		るため記述を削除させていただく。			
	大気排出以外の水銀が全て飛灰に移行す	御指摘の点に関して、フロー図に注釈を記			
	る考え方になっているが、排煙処理塔(ス	載させていただく。			
	クラバー) で除去され、再度水処理に戻る				
	ため、系内で蓄積されることが想定される				
	のではないか。(山田オブザーバー;追加				
	のご意見)				
参考資料3	EUの石炭火力発電所が年4回の定期測定	EU の排出基準はまだ素案の段階であり、			
	に対して、年平均値で評価するとあるが、	加盟国における国内法化がなされていな			
	罰則の対象となるかは1年間の測定が終	いことから、現時点ではどのように判断す			
	了した時点で判断するのか。(貴田委員)	るのかの情報がない。			

測定時期が複数にわたる施設での濃度分布の解析

1. 非鉄金属製造に用いられる製錬及び焙焼の工程(二次施設・亜鉛)

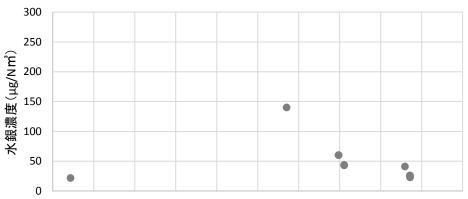
	= "_	測定	全水銀濃度(µg/N m³)						
	タ数	日数	中央値	最大値	最小値	算術 平均値	標準偏差	幾何 平均値	対数標準偏差 (対数値)
A 施設	19	19	17	154	3.0	32	43	17	0.5



2. セメントクリンカー製造施設

	デー 測定		全水銀濃度(µ g/N m³)						
	タ数	日数	中央値	最大値	最小値	算術	標準	幾何	対数標準偏差
						平均值	偏差	平均値	(対数値)
B 施設	12	7	34	140	22	45	32	38	0.2
C 施設	12	6	130	258	81	143	60	132	0.2
D 施設	12	7	32	190	11	43	45	33	0.3





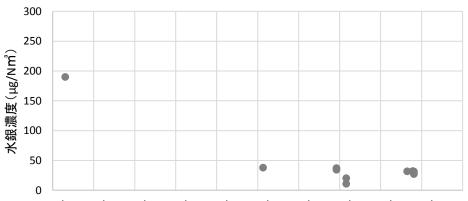
2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 試料採取年月日

C施設



2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 試料採取年月日

D施設



2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 試料採取年月日